

## 奄美市地域福祉計画推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき，奄美市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するに当たり，本市の基本的な方針等を検討するため，奄美市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は，次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は，委員20人以内で組織する。

2 委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に定める選挙権を有する者  
で公募に応じたもの
- (3) 地域団体の関係者
- (4) 保健・福祉・医療関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。